

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

地域の絆が地域をつくる「絆の郷しもさほろ」構想

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡清水町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡清水町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 清水町の現状

本町の人口は、平成 18 年 3 月末において 10,716 人となっている。平成 12 年 3 月末の人口 11,179 人と比較すると 463 人の減、前年の平成 17 年 3 月末と比較しても 57 人の減となっており過疎化が進行している。特に 15 歳から 29 歳までの年齢層の減少率が高い。

人口減少の要因としては、出生率の低下と地元での就労の場が少ないことから主に町外に職を求め流出していることである。これは、本町の産業の主体である農業が大規模化し機械化されていること、更に農業を関連とする工場があるものの規模縮小などで、雇用吸収力が低くなっていることにも起因していると考えられる。

また、人口構成にみる 65 歳以上の高齢者については、平成 18 年 3 月末においては 2,939 人で、その比率は 27.4%となっており、平成 12 年 3 月末と比較すると人数にして 349 人、比率にして 4.2 ポイントの増となっている。毎年度末の高齢者人口、高齢者比率とも増加し、高齢者の夫婦世帯や単身者世帯が増えている状況にある。

以上のことから本町においては、全国的な時代の潮流がもたらす過疎化や少子高齢化の進行に加え、人口減少に伴う地域コミュニティ機能の低下が危惧されている。

(2) 清水町の課題

本町の老人福祉施設の状況は、特別養護老人ホーム「せせらぎ荘」(社会福祉法人設置 ベッド数 54 床、ショートステイ 10 床)があり、在宅介護が困難な高齢者が入所利用されているが、待機者が常にいる状態となっている。また、町内には 2 ユニット 18 人定員のグループホームがあり、社会福祉協議会においても、デイサー

ビスやホームヘルプサービスを展開しているが、先に述べたとおり本町における 65 歳以上の高齢者は、平成 18 年 3 月現在 2,939 人で高齢化率は 27.4%と北海道平均 21.8%（平成 18 年 10 月末現在）を上回っており、高齢化が進行している中で、今後も出生数減、平均寿命の伸長とともに高齢化が加速することが予想され、高齢者の夫婦・単身者世帯、寝たきりの高齢者など援護を必要とする高齢者が年々増加の傾向にある。

また、地域福祉活動においては、社会福祉協議会を中心として、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、ボランティア団体などの組織が連携を図り、地域ぐるみでお互いを助け合う福祉活動の実践に努めているが、まだまだ、十分な活動には至っていない状況にある。

このことから今後は、増大する介護需要に対応するため、既存の老人福祉施設の積極的な活用とともに、新たな施設の設置が課題となっている。また、子どもからお年寄りまで誰もが生きがいを持ち、助け合って生活する地域社会を構築するため、健康推進と介護予防に努めるとともに、行政、サービス事業者、地域住民の交流の場を設けることが課題となっている。

（３）本計画により実施する取り組みと目標

第 4 期清水町総合計画では、「自然と心が響き合うまち 清水」を本町の将来像として定め、社会経済環境が急速に変化している中で、日高山系の豊かな自然と先人達の築いてきた社会・文化・経済的な資産を生かしながら、町民の知恵と力を結集し、人々の心豊かな暮らしと活力ある産業の発展に向け、人と人の心が響きあうまちづくりを進めているところである。

この将来像を実現するために、少子高齢社会が一段と進む中で、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせる保健・福祉・医療の充実を図るとともに、町民同士が共に支えあう福祉の心を育み健康で自立して暮らせるよう「誰もが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進」を目標の一つに掲げている。

この目標により体系的に施策を推進する中で、高齢者福祉に関しては、高齢者が安心して生活できる社会の実現に向けて、福祉サービスの充実と生活環境の整備を進めるとともに、高齢者が元気でいきいきと活躍し、生きがいをもって社会参加できるよう積極的に支援しているところである。

本地域再生計画 地域の絆が地域をつくる「絆の郷しもさほろ」構想 は、この目標の達成に寄与するため策定するものである。

本構想が目指すものは、超高齢化社会における介護等が必要な高齢者に対して、力のある人は力を、知恵のある人は知恵を、そしてお互い少しのお金を出し合い高

齢者の憩いの場を作れないかを原点に、地域の健康な高齢者等が手助けを必要とする高齢者に手を差し延べることができる事業システムを構築することであり、また、この事業に関わる地域の意気軒高な高齢者等自らがNPO法人を立ち上げた初めてのケースとして、本町の福祉施策に寄与するものである。

具体的には、廃校校舎の福祉施設への転用によりNPO法人が行う「元気な高齢者が身体の虚弱な高齢者の生活のお手伝いをする」をコンセプトに、事業システムの構築を試みながら、実践することにより、以下の目標達成を目指すものである。

【目標 1】利用者本位の介護サービス計画（ケアプラン）等の提供による介護度の抑制（ 高齢化率増加の中での介護度の抑制）

介護保険要介護認定申請者数	533人（平成17年度）	590人（平成23年度）
介護保険要介護認定数	509人（平成17年度）	530人（平成23年度）

【目標 2】小規模多機能居宅介護施設の整備による介護保険施設入居希望者（施設待機者）の抑制（ 段階的緩和）

介護保険施設入居希望者（施設待機者）数	55人（平成18年末）	54人（平成23年度）
---------------------	-------------	-------------

【目標 3】民間事業者等の新規事業の展開による新たな雇用の創出

1施設3事業14人（年間）

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

本町の将来像として描く「自然と心が響き合うまち 清水」を目指すために、第3期清水町老人保健福祉計画・介護保険事業計画では、町民誰もが健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域・家庭で暮らすことができるよう、健康づくりや寝たきりの予防等の施策の充実と、介護が必要な状況になっても、必要なサービスがいつでも受けられることができるようにサービスの利用実績や状況等を分析した上で、

個人の尊厳の尊重

サービスの自己選択・自己決定の権利の保証

高齢者の自立支援のサポート

必要なサービスの確保と提供

生活が維持できる総合的なサービスの提供

利用者の視点に立ったサービスの提供

を基本理念として、下記 ～ に示す事業により老人保健福祉施策及び介護保険事業の充実を図り、高齢者が安心して暮らすことができる社会の実現と地域全体で介護を支える仕組みを構築する。

軽度の要介護者を対象とした新予防給付の提供体制の整備事業

日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの提供体制の整備事業

地域ケア関係機関の有機的な連携

支援措置による事業としては、小学校の再編成により廃校となった旧下佐幌小学校の学校施設の転用を可能にした上で新たに福祉施設を整備し、上記事業の推進のための下記事業を実施する。

小規模多機能型居宅介護事業（上記事業 に対応）

高齢者交流事業（上記事業 に対応）

介護予防事業（上記事業 に対応）

この他、子どもからお年寄りまで誰もが生きがいを持ち、助け合って生活する地域社会を構築する観点から、付随的な事業を実施する。

なお、町は廃校校舎を NPO 法人に無償貸与するが、当町から貸与を受けた NPO 法人は、学校施設を福祉施設等に転用するための必要な改修を行うとともに、当町の地域住民を中心に雇用し、地域に貢献することを旨として事業運営を行うものである。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

今回の支援措置によって、廃校となった旧下佐幌小学校転用を可能にし、新たに福祉施設を整備することで、環境を整え高齢者の福祉サービスの向上を目指すことは、本計画を具現化することになる。

主な事業として、次の 3 事業を実施する。

小規模多機能型居宅介護事業

利用者の心身の状態の短期的な変化や中長期的にわたって、軽度から徐々に重度化していく過程を掌握している同じスタッフがサービスを提供する。

サービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサー

ビス内容を定めた小規模多機能型居宅介護サービス計画に基づき行う。

高齢者交流事業

施設を要介護の認定・非認定にかかわらず高齢者誰もがいつでも集える場所として開放し、ひきこもりの防止と合わせて健康増進や世代間交流を図り、楽しくこころが和む空間を提供する。校舎、体育館、グラウンド等を開放し、軽スポーツや家庭菜園を通して、誰もが交流できる機会の提供を目指す。

介護予防事業

要介護認定が非該当となった方々の日常生活を支援、指導し、要介護状態にならないようにトレーニングなどを行い、介護予防を進める事業を行う。利用者とその家族はもとより、広く地域住民に対し、介護予防や機能低下防止対策の拠点となるよう、充実した良質のサービス（機能回復、自立回復、介護軽減の効果）を提供する。

また、付随的な事業として次の4事業を行う。

乳幼児受託事業

世代を超えた交流を図り、子供の情操を高め、合わせて子育てに悩む親たちの支援をする。

高齢者等地域福祉啓蒙事業

地域における高齢者福祉の大切さをイベントや講演会などで参加者に啓蒙し、一人でも多くの方が地域に目を向けていただくことを目指す。

農産物などの受託販売事業

地元の良質な農作物や高齢者自らが栽培した新鮮な野菜などをバザーなどにおいて販売する。

不用品交換等チャリティ事業

施設の入居者、NPO法人の会員、事業への賛同者などから物品の提供をいただき、不用品交換会を行い多くの方々との交流の輪を設ける。

なお、上記の事業を立ち上げるに当たり、町では廃校校舎をNPO法人に無償貸与して有効活用を図るとともに、施設の転用に係る改修工事及び運営は、民間活力の導入を前提として推進することから、当町から貸与を受けたNPO法人は、地域貢献事業として学校施設を転用するために必要な改修を行い、当町の地域住民を中心に雇用し、事業運営を担うことにした。

このような民間活力による廃校校舎を活用した事業の展開により、高齢者の増加に伴う福祉ニーズの増加・多様化に対して、地域密着型サービスなどを提供することができ、高齢者の健康を増進し要介護者の減少を図ることができる。就業・雇用の場の確保により町民の町外への流出を抑制することができる。

以上の事業及び役割を担う民間事業者として、NPO法人「絆の郷しもさほろ」を想定しているが、その理由としては、事業の目的や理念を明確に持った組織であり、積極的に高齢者福祉に貢献したいとして自発的に参入を希望したものであること。地域の人たちが自ら組織したNPO法人であり、本町の将来像として定めた「自然と心が響き合うまち 清水」に基づく、人と人のこころが響きあうまちづくりに合致すること。地域からの新たな発想として、健康な高齢者等が手助けを必要とする高齢者に手を差し延べることができる事業システムを構築すること。有為な人材の雇用が創出されること。などであり、既に事業の開始に向け、介護事業者の認定に向け諸準備を進める中で、NPO法人役員・会員の思いは熱く、これらを考慮し適当であると結論付けた。

(3) 支援措置の適用要件

廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

- ・清水町が本計画を地域再生計画として、内閣総理大臣の認定を申請する。
- ・下佐幌小学校の廃校年月日 / 平成 17 年 3 月 31 日
- ・設置主体 / 清水町
- ・根拠条例 / 清水町立学校設置条例（昭和 43 年清水町条例第 16 号）

廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。）。

事業を展開することにより、施設の整備・充実を含め福祉サービスの向上が図られ、待機者が多く存在する中、施設増設等の要望に応えることができ、民間活力による地域住民が自ら行う形態のサービスの提供が図られるとともに、互いに支えあって暮らす地域社会の実現を図ることができる。

旧下佐幌小学校では、NPO法人が5 - 2 (2) に記載した事業を行うが、町としては、給食や移送、除雪といったサービスを提供するとともに、介護福祉士、保健師、栄養士などの町職員による利用者への保健、栄養改善などの相談業務を行うことにより、連携、協力を図る。また、町は利用促進のために町の広報誌等を活用するとともに、NPO法人が行う小・中学生を対象とした高齢者との交流事業に講師として職員の派遣を予定している。

また、付随的な事業についても、町の広報誌等で開催状況や利用方法を情報提

供することにより、住民の参加者を促し、主な事業との相乗効果を生み出す。

このことにより、高齢者が介護を必要な状態になった場合でも、高齢者が長年住み慣れた地域や家庭で生活が継続できるようになり、地域全体で支えることができる地域ケア体制の構築が図られ、町の課題である誰もが安心して生活できる地域社会の構築につながるものと期待される。

また、町は、第3期清水町老人保健福祉計画・介護保険事業計画の中で地域密着型のサービス量として、通所系サービス1施設25人を設定し、事業者の出現を願っていたところである。したがって、NPO法人が廃校校舎を有効活用し、福祉事業を実施することは、町の福祉施策にとって重要な位置を占め、また、公共施設の有効活用につながることから地域の大きな活力ともなり、かつ、自主的・自立的で持続可能な地域形成の端緒となるもので、地域活性化が図られ、ひいては地域再生に資するものである。

当該地域の住民は、閉校した施設の転用について理解を示している。

地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

町内には、特別養護老人ホーム「せせらぎ荘」(社会福祉法人設置 ベッド数54床、ショートステイ10床)、社会福祉協議会が運営するデイサービスはあるが、ゆとりあるデイサービス施設や高齢者施設整備などサービス内容の一層の充実が求められている。しかし、逼迫した財政状況の中で新たな施設を町で整備、運営することは困難であり、民間活力を念頭に置いた廃校校舎の利活用が不可欠である。

以上の観点から、以下の利点を備えた旧下佐幌小学校の活用が最適であると考え、当該廃校校舎を福祉施設として有効活用するものである。

- 1) 閉校したとはいえ旧下佐幌小学校は地域住民のこころのより所であり、諸活動を行う集いの場であった。地域住民の意向としては、校舎を含めた跡地を住民の交流の場として活用すること望んでおり、福祉施設としての活用は了解されているので、地域と一体となった施策の推進が期待されること。
- 2) 廃校となってから時間は経過しているが、校舎の状態はよく、また、構造上、福祉施設への転用が容易と考えられること。
- 3) 校舎の広いスペースや校庭は、リハビリ、軽スポーツ、家庭菜園などの関連福祉事業を行うに当たり、有効に利用できること。
- 4) 中心市街地から約6キロメートル離れており、農村地帯ののんびりとした環境の中で、ゆったりとした介護サービスを受けることができること。

同一地方公共団体内における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

本町は、NPO法人「絆の郷しもさほろ」に対し、廃校になった旧下佐幌小学校を無償貸与する。なお、その際は関係法令の規定に反しないよう実施する。

5 - 3 その他の事業

該当無し

6 計画期間

認定の日から平成 23 年 3 月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 介護保険事業については、町が設置する(仮称)「地域密着型サービス運営協議会」より、サービスは必要か サービス内容は適切か サービスが効果的・効率的に行われているか 利用者の満足度はどうか等について、事業の実績などにより評価する。また、この評価により事業の継続、廃止、改善等の指導を行い、高齢者福祉の向上と施設運営の改善要請を行うことができるものとする。

(2) 介護保険事業以外の事業については、町が設置する(仮称)「閉校施設活用評価委員会」において地域密着型サービス運営協議会が行う評価方法に準じて、行うものとする。

(3) (1) 及び (2) の評価は、毎年行い、計画期間終了時において、計画全体の評価を行い、事業の継続又は廃止の決定をする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し